

1930年代初頭ドイツにおける 「暫定全国経済協議会」の雇用創出構想

奥山 誠*

The Plan of the Provisional National Economic Council's Employment Creation in Germany in the Early 1930s

By MAKOTO OKUYAMA

This article highlights the early development of Keynesian economics in Germany by examining the employment creation plan put forth by the “Provisional National Economic Council,” a group known as the “reformers” who advocated active government-led economic policy in Germany in the early 1930s. The council was created as a government advisory body to facilitate labor-management collaboration. To explore this topic, the paper first clarifies the process of establishing the Provisional National Economic Council and outlines the organization's structure and activities. It then describes how the “Central Committee,” which announced the employment creation plan during the Great Recession, was established as a sub-organization of the council. Next, the contents of the council's “Report” on employment creation (produced by the Central Committee) are scrutinized, with particular focus on business sectors and financing issues. The paper then examines how this “Report” reflects the economic policy arguments of labor and management and considers the discussions between the government and labor and management regarding employment creation. Finally, it summarizes the significance and limitations of the council's employment creation initiative.

1 はじめに

本稿は、深刻な失業の急増に直面した1930年代初頭のドイツで政府主導の積極的な経済政策の必要性を訴えた「改革派」と呼ばれるグループのうち、労使協働の政府の諮問機関として創設された「暫定全国経済協議会」が提起した雇用創出構想を検討することで大不況下における労使間の経済政策の協働と雇用創出をめぐる労使と政府との攻防の一端を明らかにし、ドイツでのケインズ主義的な経済学の胎動を浮き彫りにすることを課題としている。

ところで当該期のドイツを率いたブリューニング首相が実施したデフレ政策をめぐる評

*明治大学政治経済学部准教授（Associate Professor, School of Political Science and Economics, Meiji University）

価が、ヴァイマル末期の経済政策論に関する一大争点をなすことは周知の通りである。就中この研究分野をリードしたボルヒャルトは、ブリューニングが置かれていた通貨・財政・外交政策上の制約条件から当時の政府が果たし得た「行動の余地」は限られていたと指摘するとともに、ヴァイマル体制下のドイツ経済が生産性上昇を上回る相対的高賃金を特徴とする「病んだ経済」であったことにも注目したうえで、ブリューニングのデフレ政策を擁護した¹⁾。かかるテーゼに対する批判への応答のなかで、ボルヒャルトは「暫定全国経済協議会」の雇用創出構想にも言及しているが、この構想は「資金調達の可能性」を論じるにあたって「政府予算を均衡させようとする強迫的な使命」を公言しているとし、労使はライヒスバンクの資金調達の規模が「限定されなければならない」という理解で「合意」していたと断定している²⁾。

もとよりボルヒャルトが提起したテーゼが一定の説得力をもつことは認めるとても³⁾、それを盾にして「改革派」の構想を一掃するのは、適切ではない。世界恐慌下のドイツでは1931年7月の金融恐慌を契機として失業率は悪化の一途をたどり、労働組合員に限ってみても、1932年2月にはその失業率は44.3%に達している⁴⁾。かかる未曾有の大不況を前にして、労使にとってはその過酷な現実をいかにして乗り越えるのかが喫緊の課題となったのであり、こうした彼らの知的営為の足跡を精査することは、ボルヒャルト・テーゼの有効性にもかかわらず、当時のドイツにおける経済政策論の水準を見究めるうえできわめて重要な意義をもつと考えられる。またボルヒャルトによる協議会の雇用創出構想への評価についていえば、ボルヒャルトはそもそも協議会の構想に関して1次資料にもとづく再構成を行っておらず、その分析はやや表層的といわざるを得ない。構想の核心である資金調達の方法についても労使がライヒスバンクの資金調達の規模を「限定」しなければならないという理解で「合意」していたと指摘するだけでは、その真意を正確に捉えているとは言い難い。本論で触れるように、労使は「国家による信用創造」を基本的に肯定するが、ただしそれはライヒスバンクを危機にさらすことがないよう慎重に行われなければならないと考えていたのであって、「政府予算の均衡」を「強迫的な使命」と公言していたとするボルヒャルトの指摘は、いささか一方的な評価であるように思える。

次に協議会が提起した雇用創出に関する「報告書」に依拠してその構想を検討した例

1) Borchardt [1982] S. 170-173, 179.

2) Borchardt [1983] S. 76-77.

3) 八林 [1994] を参照。ただし、同時代のドイツの経済学者たちの間ではボルヒャルト・テーゼの「最大の争点」である賃金の高低に関して共通の認識は得られていなかった。藤本 [1995] 45頁、も見よ。

4) Statistischer Reichsamt [hrsg.][1932] S. 304.

外的な先行研究には、マイスターの業績⁵⁾がある。マイスターは「報告書」の中核を占める雇用創出の事業分野と資金調達の方法を的確に紹介したうえで、その内容には経済界（使用者代表）、わけてもドイツ工業全国連盟の経済政策論が反映されていた事実を指摘する。マイスターの研究は協議会の雇用創出構想に関する唯一といつてもよい内在的な考察であり、当時のドイツ経済界を代表する組織であったドイツ工業全国連盟による大不況下での信用拡大政策の訴えを掘り起こした点は高く評価されなければならない。

ただしマイスターは経済界（使用者ないし企業家）の役割を強調するあまり、協議会の「報告書」には、労働者の代表、特にドイツ労働組合総同盟の執行部に帰属するメンバーたちが本報告書を「提案」したという文言があることを見落としている。「報告書」の作成に使用者の代表が関与したのは間違いないが、その作成を主導したのはあくまで労働者の代表であった。のちにも論究するが、「報告書」の内容により親和性のある指針を打ち出していたのは、ドイツ工業全国連盟ではなく、むしろドイツ労働組合総同盟であったのである。

先行研究が抱える以上の問題点を踏まえ、本稿では暫定全国経済協議会の雇用創出構想が政府のデフレ政策を批判する「改革派」的な特徴をもつとともに、それが労使の「協働」的な性格を備えながらも全国連盟よりも総同盟の意向がより強く反映された構想であったことを明らかにする。本稿の構成を予め示すならば、次のようになる。2節では暫定全国経済協議会について、その成立過程および組織と活動の実態に触れたうえで世界恐慌期に雇用創出構想を公表した「中央委員会」が創設されるまでの経緯を探究し、3節では「中央委員会」が提起した雇用創出に関する「報告書」を検討する。4節で「報告書」に労使の経済政策論がどのように反映されているのかを論証したのち、5節では政府と労使が直接対峙した協議の内容を考察する。6節では、暫定全国経済協議会の雇用創出構想の意義と限界について総括を行う。

2 「暫定全国経済協議会」とはなにか—その成立から「中央委員会」の創設まで—

のちに「暫定全国経済協議会」の名称で組織される「全国経済協議会」の設置を予告したのは、1919年8月11日に制定された「ドイツ国憲法」（「ヴァイマル憲法」）の第165条である。それはレーテ⁶⁾条項とも呼ばれ、第1次世界大戦後のドイツにおける経済体制

5) Meister [1991] S. 477-485.

6) 本稿では、「レーテ Räte（単数形はRat）」の訳語について臼井の解釈（臼井 [1990] 86頁、注（1））に従う。臼井は「レーテ」には当時の左翼急進主義者が主張していた労働者による政治的独裁機関の意味、つまり「ソヴェート」の意味での使用法からそれより緩やかに労働者と使用者（企業家）との協議機関という意味での使用法にいたるまで幅広い内容があるとしたうえで、「レーテ」の名のもとで労働者のみで構

の基本構想を明示した条項としてよく知られている。その第1項では労働者と企業家の「同権の保障」および双方が「生産力のあらゆる経済的発展のために協働する使命を有する」ことが明記され、第2項では労働者の社会的および経済的利益を擁護する「法律上の代表」である各労働者評議会の設置の必要性が提起された。それに続く第3項と第4項は、次のように規定されている。

第3項 地区労働者評議会および全国労働者評議会は、あらゆる経済的任務を遂行するため、… 企業家の代表および関与したそのほかの国民階層の代表と協力して地区経済協議会 *Bezirkswirtschaftsräte* および全国経済協議会 *Reichswirtschaftsrat* を組織する。地区経済協議会および全国経済協議会は、あらゆる重要な職業集団がその経済的および社会的意義に応じて代表されるように、これを構成しなければならない。

第4項 基本的意義を有する社会政策的および経済政策的法律の草案は、政府によりその提案前に全国経済協議会にその意見を聴くために提出されなければならない。全国経済協議会は、自らかかる法律の草案を提出する権利を有する。政府はこの草案に賛同しない場合、自らの立場を説明してその草案を国会に提出しなければならない。

…⁷⁾

暫定全国経済協議会の成立過程を仔細に追った先行研究⁸⁾によれば、本協議会の設置が憲法第165条へと反映されるうえでは、社会民主党員であった経済大臣ヴィッセル Rudorf Wissel と経済省事務次官メレンドルフ Wichard Moellendorf が提唱した「共同経済 *Gemeinwirtschaft*」の構想が重要な役割を果たした。ヴィッセルは、官僚主導による大戦中の統制経済（「戦時社会主義」）を批判し、経済組織への労働者の参加を理想に掲げつつ「共同経済」の理念を提唱した。彼によれば、共同経済とは「個々の経済運営をライヒの全体経済へと組織的に整序すること」を意味し、その核心は「私経済の利益を全体の利益に従属されること」にある。その場合、「全体の利益」とは個別資本の利益を否定するのではなく、これを包摂する概念であり、「個別資本の利益の分配を享受するすべての経済主体の利益」として把握された。それゆえ「共同経済」は企業家および企業家の利益を排除せず、またそこでの経済主体は企業家と労働者だけに限定されることなく消費者や商

成される組織を「評議会」と訳し、労働者以外の人々も加わって構成される組織を「協議会」と訳している。これを踏まえると、„Reichswirtschaftsrat“ は、労働者と使用者の各代表、およびそれ以外の人々も加わって構成された組織のため、「全国経済協議会」と訳すのが妥当である。

7) Reichsministerium des Innern [hrsg.] [1919] S. 1415.

8) 特に臼井〔1990〕77-84頁、を参照。

業関係者など多様な担い手をも含むことになった。

全国経済協議会は、かかる「共同経済」の理念を体現する政府機関としてヴィッセルが率いる経済省によって構想された。ヴィッセルは経済相在任中に執筆した論説で経済省が起草した憲法のレーテ条項に関する「政府草案」を紹介しているが、その内容は、憲法第165条の諸規定へとほぼそのままの文言で引き継がれている⁹⁾。要するに経済省の構想では、「全国経済協議会」は、労資同権・協働の機関として「あらゆる経済的任務を遂行する」ために「あらゆる重要な職業集団がその経済的および社会的意義に応じて代表される」ように構成されることを前提とし、さらに政府が提出した社会政策的および経済政策的法案を諮問・答申し、これらの法案を自ら提出する権利をも有する機関として提起されたのである。しかし全国経済協議会の実際の組織化にあたっては代表団体の割当人数枠をめぐって職業集団間で激しい軋轢が生じ、また全国経済協議会の「不可欠な基盤」とされた地区経済協議会の創設もついに実現することはなかった¹⁰⁾。かくて全国経済協議会は、かかる問題を孕みつつもひとまずは「暫定的」な政府の諮問機関として発足したのである。

1920年5月4日に発令された「暫定全国経済協議会に関する政令」¹¹⁾は14条から成るが、協議会の構成を規定した第2条が中核を占めている。それによれば「暫定全国経済協議会」は326名の委員から成り、以下の10のグループに分けられた。I. 農業・林業の代表68名、II. 園芸・漁業の代表6名、III. 工業の代表68名、IV. 商業、銀行と保険の代表44名、V. 運輸・公共事業の代表34名、VI. 手工業の代表36名、VII. 消費者の代表30名、VIII. 公務員および自由業の代表16名、IX. 参議院が任命した、各州の経済事情に精通した人物12名、X. 政府が任命した、ドイツ国民経済を推進するのに相応しい能力を備えた人物12名、である¹²⁾。これらのグループは、大きくは生産部門の代表から成るI—VIのグループと非生産部門の代表から成るVII—Xのグループに分けられ、前者のグループは使用者（企業家）と被用者（労働者）の代表同数で構成された。以上の構成からも暫定全国経済協議会は「全国民の経済的利害の代表」（第5条第1項）であることを具現しようとした機関といえるが、本協議会はまた「使用者代表、被用者代表、その他代表という3つの大きなグループの集

9) Wissel [1919] S. 203-204; 臼井 [1990] 84-85頁。

10) Golecki [bearb.] [1980] S. 369; Tarnow [1951] S. 563; 臼井 [1990] 94-95頁; Lilla [2012] S. 23.

11) Reichsministerium des Innern [hrsg.] [1920] S. 858-869. 以下では、「政令」と略記する。

12) 暫定全国経済協議会の構成員と所属するグループ、および選出組織とその代表人数について詳しくは、Lilla [2012] S. 39-67. を参照。グループXには、ハインリヒ・ブラウンス（労働大臣）、ルドルフ・ヒルファーディングやカール・カウツキーを始めとして、オイゲン・シュマーレンバッハ（ケルン大学教授）、エミール・レーデラー（ハイデルベルク大学教授）、ヴァルター・ラーテナウ（電機コンツェルンAEG会長）など、「ドイツ国民経済」を牽引する有力な論客たちが政府によって任命された。

合体¹³⁾」としても捉えられる。「政令」では、暫定全国経済協議会の執行部はこの3つのグループの代表が同数で構成されると規定されており（第7条第1項）、また各委員会にはこの規定はなくVII—Xのグループ代表が最低1名加入すれば良いとされていたが（第7条第8項）、実際に創設された各委員会、たとえば協議会発足後まもなく常設委員会として設置された経済政策委員会と社会政策委員会は、3つのグループの代表が同数の構成（いずれも30名の委員から成り、各グループから10名選出）であった¹⁴⁾。

以上を踏まえつつ暫定全国経済協議会の主要な任務を「政令」に即して集約するならば、次の3点が注目されよう。1. 基本的意義を有する社会政策的および経済政策的法案の諮問・答申、2. 同内容の法案の提出（以上、第11条第1項）、3. 憲法で企図された労働者評議会、企業家代表機関、経済協議会の創設への協力（第11条第2項）、である。これに加えて「政令」には、協議会は経済政策および社会政策に関わる諸問題の解明のために政府ないし政府が委託した機関に必要な情報を収集させ、それを協議会に提示させる権利を有すると明記されている（第12条）。

こうして暫定全国経済協議会は1920年6月30日に第1回の総会を開催し、そこで執行部役員¹⁵⁾を選出するとともに「政令」第11条第3項で予告された経済政策委員会と社会政策委員会を設置したうえで本格的な活動を開始した。総会では、政府の法案および協議会自ら提起しようとする法案をまずは各委員会¹⁶⁾で協議し、その結果まとめられた報告書をたたき台として議題が設定された¹⁷⁾。総会で扱われた議題¹⁸⁾には、たとえば所得税の改正（第23回、1921年10月26日）、工業労働者の労働時間（第47-49回、1922年12月13-15日）、失業保険（第54-56回、1923年3月21-23日）、などがあった。しかし1923年6月30日の第58回を最後に総会は開催されなくなった。総会が途絶えた理由としては、政府が打ち出した財政緊縮政策により協議会事務局員などの人員削減が実施されたことが挙げられるが¹⁹⁾、それだけではなく多様な出自をもつ326名もの委員が一堂に会する総会は、法案を審議する舞台としてそもそも適切ではなかったことに留意する必要がある。リラは、次の

13) 白井 [1990] 97頁。

14) Schubert [hrsg.] [1987c] Nr. 5a. u. Nr. 5b.

15) 暫定全国経済協議会の執行部は18名で構成された。初代会長は、ブラウン Friedrich Edler von Braun（グループIの使用者代表）、副会長はレギーン Carl Legien（グループIIIの労働者代表）であった。Schubert [hrsg.] [1987c] Nr. 4. を参照。

16) 経済政策委員会と社会政策委員会に加えて、のちに財政政策委員会、農業移住・住宅委員会、憲法委員会などが設置された。各委員会の活動の詳細については、Hauschild [1926] II. およびBüro des vorläufigen Reichswirtschaftsrats [hrsg.] [1933] III. を参照。

17) Schubert [hrsg.] [1987a] Einführung, V.

18) 総会の議事録は、Schubert [hrsg.] [1987a; 1987b] として公刊されている。

19) 白井 [1990] 106-107頁。

ように述べる。「ここ〔総会〕では〔委員会と〕同様の議論が新たに報告されただけではなく、委員会すでに解決済みの争点が総会で激しく蒸し返されることもあった。これにより諮問の手続きがきわめて難しくなっただけではなく、必然的に先延ばしにもされた²⁰⁾」と。以降、全国経済協議会は「暫定的」から「最終的」な機関となるために特に憲法委員会で審議が継続され、1928年6月には組織の縮小を内容とする全国経済協議会の整備のための法案が国会に上程されたが、これも実現にはいたらなかった²¹⁾。

このように組織的な機能不全から協議会の活動そのものが停滞し、政府の諮問機関としての存在意義が弱まりつつあるなか、1929年10月に未曾有の世界恐慌が発生する。この翌年3月首相に就任したブリューニングは、恐慌により落ち込んだ国内の景気回復よりも賠償の免責を政府の最優先課題に掲げてデフレ政策を断行した。それは、増税、公務員給与の切り下げと社会保障給付の削減などの歳出カット、物価や利子の引き下げを主要な内容とし、ヴァイマル憲法第48条にもとづく4度の大統領緊急政令を用いて実行された。その結果、第1次緊急政令が発令された1930年12月に270万人であったドイツの失業者数は、半年後の1931年6月の第2次緊急政令の発令までに400万人へと急増した。この間、暫定全国経済協議会執行部は、政府の政策が深刻な不況を招いたとして第2次緊急政令の発令直前に政府と協議を行い、緊急政令の内容について事前に協議会の意見を求めるよう促している。しかしこの要請は、政府に拒絶された。なぜなら「大統領の緊急政令の権限を〔暫定〕全国経済協議会による事前の諮問に委ねることはできない」からであった²²⁾。

政府による暫定全国経済協議会の諮問機関としての役割を軽視したかかる返答を受けて協議会は、主要委員会の常任委員を招集して1931年8月6日に臨時会議を開催した。この会議での協議をきっかけとして協議会を構成する3部局（使用者代表・被用者代表・その他の代表）のそれぞれ5名の委員から成る特別小委員会を協議会内に新設する構想が出され、この提案は経済省との協議を踏まえて承認された。これが、いわゆる「15名委員会」（「中央委員会 *Zentralausschuss*」）である。「中央委員会」は、12月21日の最初の委員会会議までに21名へと増員されたが、その主要な任務は「大統領緊急政令によって発令される諸規定の諮問」²³⁾にあった。しかし中央委員会は実際にはこの任務を負わず、「[恐慌という] この非常時に、政府の〔緊急政令の〕提案を諮問する通常のやり方ではあまりに多くの時間が失われかねない」²⁴⁾という判断から眼前の厳しい不況、深刻な失業問題を克服

20) Lilla [2012] S. 32.

21) 玉井 [1990] 107頁。

22) Büro des vorläufigen Reichswirtschaftsrats [hrsg.] [1933] S. 241 ; Lilla [2012] S. 120.

23) Lilla [2012] S. 93.

24) Büro des vorläufigen Reichswirtschaftsrats [hrsg.] [1933] S. 241.

するべく政府に対して雇用創出に関する「報告書」を提出している。当時、暫定全国経済協議会の会長であったライパルト Theodor Leipart が率いるドイツ労働組合総同盟からはいわゆる「WTB プラン」と呼ばれる雇用創出構想が 1931 年 12 月 23 日と 1932 年 1 月 26 日に 2 回にわたってすでに公表されていたが、これには経済界（使用者ないし企業家）の意向は反映されておらず、それはあくまで労働組合の「綱領」であった。それでは「労使の同権と協働」を信条とする暫定全国経済協議会、そこで新設された「中央委員会」では果たしていかなる雇用創出構想が提起されたのであろうか。特に総同盟の WTB プランとの類似と継承の側面に注意を払いながら、次節では、その内容を検討しよう。

3 「暫定全国経済協議会」（「中央委員会」）の雇用創出構想

（1）「中央委員会」の構成員と「報告書」の決議

1932 年 3 月 12 日、暫定全国経済協議会の「中央委員会」は、雇用創出に関する「報告書」²⁵⁾を公表した。それによれば、1931 年 8 月 6 日の臨時会議すでに「中央委員会」が取り組むべき「最も重要な課題の 1 つ」として「雇用創出の問題」が挙げられていたという。「中央委員会」の委員長には、暫定全国経済協議会会長を務めるライパルト²⁶⁾が選出され、副委員長には、3 部局よりクレマー Hans Kraemer²⁷⁾、ウムブライト Johannes Paul Umbreit²⁸⁾、コーベン Emmanuel Max Cohen²⁹⁾の 3 名が選ばれた。「中央委員会」は、第 1 部局（使用者・企業家の代表）、第 2 部局（被用者・労働者の代表）、第 3 部局（その他の代表）から成り、各部局には副委員長を含む 7 名の委員が所属した³⁰⁾。第 1 部局には副委員長のクレマーのほか、クレマーと同様、ドイツ工業全国連盟の執行部員であったカストル Ludwig Kastl やドイツ銀行・銀行業者中央連盟会長のゾルムセン Georg Adolf Solmssen などが名を連ねた。

25) 本稿では、「報告書」を Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 111-124. に依拠する。本資料集での「報告書」のタイトルは「生産の上昇に関する中央委員会（21名委員会）の報告書 Bericht des Zentralausschusses (21er Ausschuss) über die Hebung der Produktion」である。なお「報告書」は、Bombach usw. [hrsg.] [1976] S. 177-192. と Schulz [hrsg.] [1980] S. 1319-1329. にも収められている。ただし、後者では雇用創出の事業分野に関する記述と「報告書」の末尾の重要な一文「中央委員会は、1932 年 3 月 12 日の会議で本報告に全員一致で賛同した」が省略されている。Meister [1991] S. 482, Anm. 42. も参照。

26) ライパルトは、グループ III の労働者代表。当時ドイツ労働組合総同盟の委員長であった。なお「中央委員会」の各構成員の経歴は、Lilla [2012] S. 303-540. の詳細な記録に依拠する。

27) クレマーは、グループ III の使用者代表。ヴァイマル期の「資本家権力の中枢機関」として「政財界に君臨」（栗原 [1997] 196 頁）したドイツ工業全国連盟の副会長であり、暫定全国経済協議会では経済政策委員会の委員長を務めた。

28) ウムブライトは、グループ VI の労働者代表。当時ドイツ労働組合総同盟の機関誌『労働組合雑誌』の編集者であり、暫定全国経済協議会では社会政策委員会の委員長を務めた。

29) コーベンは、グループ X の所属。当時『社会主義月刊誌』および『フォジッシェ新聞』などに論説を寄稿したジャーナリストであり、暫定全国経済協議会では憲法委員会の構成員であった。

30) Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 111-112.

第2部局には副委員長のウムブライトに加えて、ドイツ労働組合総同盟の委員長代理であつたエッゲルト Wilhelm Eggert や同じくドイツ労働組合総同盟の執行部員であるタルノウ Fritz Tarnow などが属した。さらに第3部局には副委員長のコーベンのほか、『ドイツ日刊新聞』の編集長であったベッカー Paul Baecker やフランクフルト大学私講師を経てケニヒスベルク商業高等学校の経済学教授に就いたファイラー Arthur Feiler あるいはドイツ都市協議会会長のムーレルト Osker Mulert などが所属した。

以上よります確認したいのは、「中央委員会」は3部局から同数（7名）の委員が参加することで構成されていたという事実である。この限りで、暫定全国経済協議会の「労使同権・協働」の理念は、少なくともその構成員の数では「中央委員会」でも貫かれていたと考えて差し支えない。しかし「中央委員会」を構成する3部局のうち、「雇用創出の問題」との関連で特に注目されるのは、「労働者の代表」から成る第2部局の委員たちであった。たとえば、タルノウはヴォイティンスキ Wladimir Woytinsky、バーデ Fritz Baade とともにドイツ労働組合総同盟の雇用創出の「綱領」となった WTB プラン³¹⁾ を起草した人物であり、またエッゲルトは1932年4月13日に総同盟が主催した「恐慌会議³²⁾」で総同盟の雇用創出構想に関する基調報告を行った人物である。ドイツ労働組合総同盟では、統計部長のヴォイティンスキ³³⁾を中心として遅く政府主導の積極的な景気浮揚政策の必要性が説かれており、雇用創出構想はまさにかかる政策論の中核を占めていたといつても過言ではない。かくて「中央委員会」でも雇用創出の議論をリードしたのは労働者を代表する「第2部局」の委員たち、わけても総同盟の執行部に属したタルノウとエッゲルトがその主導的な役割を担ったのではないかと推察できる。事実、「報告書」によれば、中央委員会では1931年12月21日の最初の会議から1932年3月12日の最後の会議までに計10回の会議が開催されているが、その討議にもとづいてまとめられた雇用創出の「報告書」を「提案」したのは、「第2部局の委員たち」であったと伝えられている。しかもこの報告書の「提案」は、最終的に「〔中央〕委員会の構成員全員の一致のうえで採択された」のである³⁴⁾。以上から労働組合の雇用創出構想に第1部局の使用者（企業家）たちも基本的には同意していたという事実が浮かび上がってくる。少なくとも「委員会の構成員全員の一致」という決

31) 起草した3名の頭文字をとって命名された。WTB プランとそれが総同盟の経済政策の「綱領」となる過程について詳しくは、Schneider [1975]；奥山 [2025] を参照。

32) 「恐慌会議」では政府と労働組合が「雇用創出の問題」をめぐって直接に対峙したが、政府主導の雇用創出の「必然性」を説くエッゲルトに対して政府側の代表として会議に列席したシュテーガーヴァルト労働大臣は積極的な経済政策の実行に慎重な姿勢を崩さず、双方の立場の相違が鮮明となった。「恐慌会議」について詳しくは、奥山 [2023] を参照。

33) ヴォイティンスキの雇用創出構想について詳しくは、奥山 [2018]；奥山 [2025] を参照。

34) Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 111. 圏点による強調は引用者のもの、以下同様。

議の結果を踏まえるならば、「中央委員会」が提起した雇用創出のプランに労使間の対立はなかったと確言できる。「報告書」の内容に立ち入る前に、予めこの点を確認しておこう。

（2）現状分析

中央委員会の委員の構成と雇用創出案への「構成員全員の一致」の決議について触れたあと、「報告書」はまず大不況下のドイツ経済の「現状」に言及している。「報告書」によれば、「ドイツ経済は今日硬直した状態にあり、生産と雇用はますます激しい収縮にさらされている」という。世界恐慌は「通常の循環的な恐慌」とは比較できないほどの「破滅的な影響」を及ぼしているが、巨額の賠償負担を抱えたドイツではその影響はさらに深刻化せざるを得ない。賠償の圧力による租税の引き上げが原因で国内の資本が著しく減少したため、ドイツは外国の資本市場に援助を要請した。しかし必要な信用を長期で獲得することはできず、ドイツは膨大な短期債務を抱え込まなければならなくなつた。これこそは昨年〔1931年〕7月のドイツ経済の「凄まじい動搖」〔金融恐慌〕が発生した主因である。オーストリア最大の銀行であるクレディット・アンシュタルトの破産に端を発する信用不安から短期の外国預金の大部分が債権者によって解約され、ドイツの信用・貨幣システムは突如として窮地に追い込まれた。以降、ドイツでの企業活動は鈍化し、これが「経済の硬直化」にさらなる拍車をかけている³⁵⁾。

もとより信用恐慌は、ドイツにとどまらずまもなくイギリスへと波及した。イギリスは事態を開拓するために金本位制の放棄を決断した〔1931年9月21日〕が、イギリスに追随して金本位制を離脱した国は30カ国にのぼった。かかる現状を踏まえて「報告書」はいう。「世界経済が依拠してきた国際的な信用〔金本位制〕は、いずれにせよ崩壊している。国際的な資本流通の繊細なメカニズムは、もはや機能していない」と。代わって台頭したのが「世界経済のアトム化 Atomisierung der Weltwirtschaft」であり、それを最も端的に示すのが今や各国がこぞって導入する「為替管理 Devisenbewirtschaftung」にほかならない。それにより国際的な信用が崩壊しただけではなく、国際的な商業取引もまた瓦解した。終わる兆しの見えないこの「組織的な不条理」のために各国の生産量と雇用機会および人々の生活水準は、かつてないほど減退している。わけても、ドイツ経済の収縮は際立っていた。たとえば機械工業では、現状その生産能力の30%しか機能しておらず、鉄鋼業ではその割合はさらに低い。また今や「絶望の淵」にある建設業では1932年2月末時点で「組織された労働組合員の90%以上」が失職している。今日扶助を受けていない失業者の数

35) Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 112-113.

は630万人に達しており、労働組合の概算では、さらに数百万人もの扶助を受けていない失業者〔いわゆる「見えない失業者」³⁶⁾〕が生じているという。全国職業紹介・失業保険機関は、1932年度に560万人から570万人の失業者数を見込んでいるが、各国の保護的措置によって制限されるドイツの輸出規模を考慮すると、この予測を上回る失業者が発生する懸念もある。加えて先に見た個別の産業分野と経営の事実上の瓦解は、その販路に依存していた別の生産活動をも停止させて生産の収縮は失業者数をますます増加させるに違いない。かくて、生産の収縮によって増加する失業者を保護するためのさらなる負担が政府に重くのしかかるのである³⁷⁾。

「報告書」は「ドイツ経済の硬直化」の現状を以上のように総括したうえで、1931年12月8日に政府が発令した第4次緊急政令を批判する。「中央委員会」の算定では、本政令にもとづいて年間ほぼ30億RMの労働者の賃金が削減され、「購買力」が労働者から企業家へと移行した。本来であれば、企業家は労働者のこの「購買力」を資本へと転化して労働者の新規雇用を実現し、これにより国民経済的な生産量の増加と労働市場の需要増加、それにともなう経済の再活性化を導くはずであった。しかし実際の推移は「まったく反対」であったと「報告書」は指摘する。賃金の引き下げ額のうち、ほぼ3分の1は政府による売上税の引き上げによって企業家から吸い上げられただけではなく、残りの3分の2も大不況の帰結である物価の続落によって相殺された。かくて企業家にとって新規の生産活動のために利用されるはずであった賃金切り下げの「実質的な収益」が削減されたことで「比類なき大規模な資本の損失」が生じたのである³⁸⁾。

こうして民間の企業家の投資活動は、現下のドイツでは著しく落ち込んでいる。また今般の恐慌では、「通常の恐慌」であれば「不況の底に実際に達した兆候」として考えられる低金利、それによる信用と資本供与の漸次的な拡大がいまだ確認できておらず、かくて民間の投資活動の活性化は近い将来には期待することができない。かかる現状分析を踏まえて、「報告書」はドイツ経済における現下の「収縮のプロセス」を脱却するには「政府による雇用創出の要請」が不可欠であると宣言する。「中央委員会」は、この政策を実現するために計10回におよぶ会議を開催し、その過程で一方では「雇用創出の客観的な可能性」と他方では「資本投下を始動する財政的な可能性」という「2つの側面」を解明しようと努めてきた³⁹⁾。これを要するに、前者は雇用創出のための事業分野の検討、後者は

36) 「見えない失業者」については、Woytinsky [1933] を参照。また奥山 [2023] 33頁、注11、も見よ。

37) Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 113-114.

38) Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 114.

39) Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 115.

資金調達のための方法の探究、とも言い換えることができよう。かくて「報告書」は、眼前の大不況を克服するための具体的な処方箋を提起する段階へといたつたのである。

（3）政策提言

「報告書」によれば、失業者の急増を抑制するために政府がまず着手しなければならないのは、「追加的雇用 zusätzliche Arbeit」⁴⁰⁾ の創出であった。その雇用は「国民経済的に収益を生む」事業でなければならず、それ自体がドイツの生産力の上昇に寄与するとともに「支出されたコストの償還を可能にする」収益をもたらさなければならない。「報告書」はかかる公共事業の分野として、特に1. 交通関連、2. 洪水対策、3. 農地改良、4. 家屋の修繕、を挙げている。ドイツ労働組合総同盟が提唱した雇用創出構想である WTB プラン、わけても1932年1月26日付で公表されたいわゆる「第2文書」が掲げる事業分野は「交通関連」（ライヒ鉄道、ライヒ郵便）のみであり⁴¹⁾、中央委員会の「報告書」では WTB プランに比べて事業分野が拡充されていることがわかる。

さて、1. 交通関連について「報告書」は、「雇用創出の無限の可能性は、ライヒ鉄道とライヒ郵便および道路網の維持と修繕にある」と主張している。まずライヒ鉄道では、大量に備蓄されたレールと枕木の敷設および鉄道補修事業により1932年に総額1億RMの支出で3万人の雇用を創出する計画がある。次にライヒ郵便では、公衆電話の遠隔通話サービスのためのケーブルの敷設を始めとして総額5,000万RMにおよぶ事業が予定されており、その雇用創出効果は1万5,000人と推計されている。さらに道路網の維持と修繕は、「労働力の直接的な新規雇用に特に好ましい可能性を与える」事業であった。1932年の計画では、道路網の整備のために2億RMから7億1,000万RMの財政支出が見込まれており、これによる新規雇用の創出は10万人から36万人にものぼると推計されている⁴²⁾。

次に2. 洪水対策で重視されるのは、洪水のリスクがある河川の改修と堤防の建設である。プロイセンでは1924年から1930年まで洪水対策を行わなかった結果、総額3億5,000万RMから4億RMにおよぶ水害が発生しており、これに対応するために1億RMの緊急対策事業が実施されなければならない。またプロイセンを除く全国の洪水対策には計1億3,000万RMが必要だと算定されている。かくて総額2億3,000万RMの緊急対策事業により、この分野では10万5,000人の労働者の新規雇用が実現されるはずであった⁴³⁾。

40) Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 115. 圏点による強調は原テクストのもの、以下同様。

41) 奥山 [2025] 234頁。

42) Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 116-117.

43) Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 117.

さらに3. 農地改良の1932年の雇用創出計画では、農業のための土地改良とともに酪農業の発展に寄与する農地改良、具体的には牧草地の改良と緑地の改善が提唱されている。この分野での目標は、農産物と乳製品の生産を上昇させることで食糧価格を引き下げるにあつた。ドイツの食糧輸入額は、1929年には3兆9,720億RMであったが、1931年には2兆250億RMへと、ドイツ農業の停滞の進行にもかかわらず、わずか2年ではほぼ半減した。食糧価格を値上げすることなく輸入量の急減に対応するためにも、土地改良と農地改良によるドイツ国内の食糧自給率の引き上げは必須である。1932年の計画では、耕地の排水、牧草地の改良と緑地の整備・改善に2億RMの支出の計上が要求されており、また酪農業との関連でいえば、乳製品製造工場および乳製品加工施設の建設に5,000万RMの資金が用意される必要がある。かかる公共事業により期待し得る新規労働力の雇用総数は、およそ13万人であった。以上に加えて、「報告書」は食糧自給率の引き上げが急務であるという切迫した事情から農地改良の推進には、人件費のかかる熟練労働力ばかりではなく不熟練労働力である若者たちの動員も不可避であると見なし、彼らによる任意的労働奉仕 freiwilliger Arbeitsdienst と「生産的雇用創出」を早急に実現させる重要な事業として農業移住 landwirtschaftliche Siedlung を推奨している⁴⁴⁾。

最後に4. 家屋の修繕の対象となるのは、もちろん古い家屋である。ドイツには1930年時点で1,580万戸の家屋が存在するが、そのうちほぼ9割が古い家屋であり、新築家屋は1割に過ぎない。古い家屋の修繕は、その必要性にもかかわらず不況下で著しく遅延している。建設業に関連する労働市場の活性化のためにも、また今日新築家屋の大規模な建設が困難であることに鑑みても、古い家屋の修繕事業の推進は「決定的に重要」であった。1925年には建設業には140万人の就業者が存在していたが、建設労働者は、目下90%以上が失職している。かかる建設労働市場の「カatastrofische 状況」を踏まえて、家屋の修繕事業には「夥しい信用」の供与が喫緊に望まれているのである⁴⁵⁾。

以上見てきたように、「中央委員会」は主として4つの事業分野に注目し、「実行可能性のある〔雇用創出〕計画」を提示した。掲げられた事業計画の信用総額は、11億3,000万RMから18億4,000万RMに達し、見込まれる新規労働力の雇用創出効果は、51万5,000人から86万5,000人であった⁴⁶⁾。ドイツ労働組合総同盟のWTBプランでは20億RMの信用総額で100万人の雇用創出の実現が目標とされたので⁴⁷⁾、計画の規模としてはWTBプラン

44) Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 117-119.

45) Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 119-120.

46) Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 120.

47) 奥山 [2025] 233頁。

に劣るが、それでも一定のスケールを有した事業計画であることに変わりはない。そもそも「中央委員会」（およびその母体の「暫定全国経済協議会」）は、すでに触れたように大不況下で最も深刻な打撃を受けた労働者（労働組合員）だけではなく、使用者（企業家）とその他（経済学者やジャーナリストなど）の「3部局」が同数で構成された組織であった。かかる事実を踏まえるならば、失業者が急増していた労働組合員の雇用の確保を最優先したWTBプランよりも事業規模が縮小するのは、ある意味当然ともいえよう。

もとより、本事業計画が実行に移されるかどうかはそのために必要な資金を捻出できるかどうかにかかっていることはいうまでもない。実際「報告書」ではかかる事業計画を遂行するうえで「問題は、資金調達にある」とはっきりと言明されている。ライヒ、州と地方自治体の資金が本計画のために「自由に用いることができないのは明らか」であり、現状では政府が本計画を実現するための莫大な資金を調達するのは不可能に近い。なぜなら第4次緊急政令の発令からも明らかのように、「今日、政府予算を均衡させようとする強迫的な使命が、すでにあらゆる方面に凄まじい緊張を要求している」からである。かくて「報告書」はいう。「追加的な雇用創出のために政府の歳入あるいは予算準備金を現状では使用することはできない」と⁴⁸⁾。

では、「中央委員会」はいかなる資金調達の方法に活路を見出そうとするのか。「報告書」によれば、委員会が特に推奨するのは、「雇用創出計画のための特別な金融機関の創設」⁴⁹⁾であった。この金融機関は、個別の事業計画をその収益性にもとづいて評価しつつその計画の実行の推移を監督・管理する責任を負うとされた。そのうえでこの金融機関は、ライヒスバーンクで「再割引可能な証書（手形）diskontfähige Papiere」を事業発注業者に発行し、これを民間の市中銀行に割り引かせること（いわゆる手形割引）を通じて公共事業のための資金調達を実現しようとした。市中銀行は、ライヒスバーンクの再割引が保証されることから「長期的な資本投下のリスク」を免れたうえで、事業発注業者が必要とする資金をいつでも用意することができるであろう。しかしその一方で、ライヒスバーンクは必然的に「これらの〔焦げ付く可能性のある〕手形の総額が自らのもとに集まるリスクを背負わ

48) Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 121. 先にも触れたが、ボルヒャルトは、ここでの文言を引用しながら「報告書」が「政府予算を均衡させようとする強迫的な使命」を公言していると指摘した。しかし「報告書」の真意は、ここでの文脈を踏まえるならば、第4次緊急政令をはじめとする政府の緊縮政策を批判することにあったと考えられる。すなわち、「政府予算の均衡」が「強迫」されているからこそ政府の歳入や予算に依存することなく「追加的な雇用創出」を実現するための資金調達の方法を模索しなければならないと訴えているのである。WTBプランに比べれば、信用総額は減少し、資金調達に慎重な姿勢を示しているのは事実だが、「報告書」の主眼は、明らかに政府（およびのちに見るよう使用者）が重視した均衡財政の遵守よりも国家主導による雇用創出の実現にあったといえよう。

49) Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 122.

される」ことになる。かくて「報告書」は、「ライヒスバシクがこうした方法での雇用計画の資金調達に同意できる範囲は、限定されなければならない」と慎重に指摘しつつ、「その範囲は、その都度ライヒスバシクの全体的な状況とその一般的な通貨政策から決定されなければならない」と主張するのである⁵⁰⁾。

以上に見た「中央委員会」が提示した雇用創出のための資金調達の方法は、ドイツ労働組合総同盟が提起していたWTBプラン、特にその「第2文書」（1932年1月26日）が提唱していた資金調達の方法と酷似している点に注目する必要があるようと思われる。WTBプランでは、政府系の金融機関である「ライヒ信用株式会社」がライヒスバシクでの再割引が保証された債務証書を発行することで事業発注者が資金調達を実現できるとされており⁵¹⁾、この「国家による信用創造」といっても過言ではない資金調達方法は「中央委員会」のそれと瓜二つといって良い。雇用創出構想の中核を占める資金調達論における「中央委員会」と総同盟のかかる親和性は、「中央委員会」の「報告書」が第2部局の「労働者の代表者たち」、わけてもWTBプランの起草者であったタルノウが主導して作成されたことを示す1つの有力な証左であるように思われる。

さて、「報告書」は最後に「そのほかの要請」と題した節項目を設けて「政府の雇用創出の問題全般を扱うにあたってつねに注意しなければならないこと」として「かかる〔国家主導の〕計画の資金調達を通じて、たとえば私経済への信用供与を削減してはならない」と指摘している。なぜなら「もし削減すれば、当然また雇用を妨げることになる」からである。この指摘は、いうまでもなく第1部局の「使用者の代表者たち」の総意を反映したものといえよう。いずれにせよ、第1部局の使用者（企業家）、第2部局の被用者（労働者）、第3部局のその他（経済学者や経済ジャーナリストなど）といった立場を異にする者たちが構成した組織であったとはいえ、「中央委員会」（「暫定全国経済協議会」）が取り組むべき「最も喫緊の課題」が「経済の著しい収縮」という現下の危機にあらゆる手段をもって立ち向かうこと」にあったのは間違いない。3部局のかかる基本的な共通認識を踏まえたうえで、「報告書」は次のように述べている。「世界経済的な諸関係のいよいよ眼前に迫っている崩壊に対抗するために、また特に理性的かつ商業政策的な諸国民の協働に再び道を切り開くために、政府による最高度の積極的な行動は、なによりも必要である」⁵²⁾と。

かくて「報告書」は、その末尾で委員長のライパルトと「報告者」として第3部局のベッカーとファイラーの名前を併記しつつ、「中央委員会は、1932年3月12日の会議で本報告

50) Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 122-123.

51) 奥山 [2025] 234頁。

52) Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 123.

に全員一致で賛同した」⁵³⁾ との一文をもって結ばれている。

4 暫定全国経済協議会の「報告書」に対する労使の雇用創出構想の影響

前節で見たように、暫定全国経済協議会の雇用創出に関する「報告書」は、特に中央委員会の「第2部局」に属する総同盟のタルノウとエッゲルトが主導しつつ作成されたと考えられる。なによりも「報告書」が「第2部局の委員たち」の貢献を認めていることに加えて、タルノウが起草者の1人に名を連ねる総同盟のWTBプランとの内容の類似性、わけても雇用創出プランの核心である資金調達の方法における双方の親和性からもそのことは裏づけられるように思われる。

かかる論点を踏まえつつ、「報告書」が総同盟の意向に沿った内容であったことを示す格好のテクストが1932年4月2日付で総同盟の機関誌『労働組合雑誌』に掲載されたヴォイティンスキの論説である。「雇用創出による生産の上昇—全国経済協議会の答申」と題されたその論説⁵⁴⁾では、編集部によると思われる「前置き」が付されているが、そこでは「雇用創出は、われわれ〔ドイツ労働組合総同盟〕のスローガンである」と宣言されている。さらに「前置き」はいう。「本誌でわれわれは、雇用創出の可能性に関する討議を継続するが、われわれはまず本テーマに対する〔暫定〕全国経済協議会の答申を参照する。われわれは、本答申にドイツ労働組合総同盟のイニシアティブの意義深い結果を認めることができて満足である」と。

この「前置き」に続いてヴォイティンスキは、中央委員会が提起した「報告書」の内容をその現状分析から政策提言にいたるまで詳しく紹介している。そのうえで注目に値するのは、彼による次の指摘である。

以上の〔中央委員会の〕提言は、ここ〔ドイツ労働組合総同盟〕ですでに一度ならず展開された思考過程に広く重なっている。その提言はまた、自由労働組合の確信が表明された2月16日の同盟委員会の決議とも相いれないものではない。すなわち、その決議では、ライヒスバシクを含めたライヒの責任ある諸団体の真剣な協力によって公共事業の資金調達の問題は解決することができると見なした。……われわれ〔自由労働組合〕にとって、および〔暫定〕全国経済協議会にとって、雇用創出の行動は、

53) Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 124.

54) この論説には、なぜかヴォイティンスキの記名がない。しかし妻のエマが編纂したヴォイティンスキに関する研究書に付された詳細な著作目録では、ヴォイティンスキの論説であることが明記されている (Woytinsky, E. [ed.] [1962] p. 246)。筆者もその内容から推してヴォイティンスキの論説と見てほぼ間違いないと考えている。

その規模が決定的に重要である。すなわち雇用創出綱領は明らかに資金調達の可能性によって制限されるのであって、……困窮の規模によって制限されるのではないのである⁵⁵⁾。

上記の引用文にある「2月16日の同盟委員会の決議」とは、「雇用創出の問題」を主要な議題に据えたドイツ労働組合総同盟の委員会会議でWTBプランが総同盟の「綱領」として承認された「決議」を意味する⁵⁶⁾。つまりヴォイティンスキイは、中央委員会の「報告書」の提言がWTBプランを「綱領」化した同盟委員会会議の「決議」と「相容れないものではない」と指摘しつつ、中央委員会の「報告書」とWTBプランの双方に「ライヒスバーンクを含めたライヒの責任ある諸団体の真剣な協力によって、公共事業の資金調達の問題は解決することができる」という構想があると主張するのである。さらにヴォイティンスキイは、ライヒスバーンクを「ライヒの中心的な通貨機関であるだけではなく、同時にその経済政策の最も権威あるファクターでもある」と規定したうえで、その責務を次のように指摘する。

ライヒスバーンクは、国家の積極的な景気政策の責任ある担い手の1つであることを自覚しなければならない。その最も重要な要素は、今日では雇用創出である。労働組合は、ライヒスバーンクに対してその地位を揺るがせ、ドイツの通貨を危機にさらし得るような歩みを要求することがないよう注意しなければならない。しかし可能な限り、ライヒスバーンクは、雇用創出綱領を実現するために全力を尽くす義務を負っているのである⁵⁷⁾。

以上のようにヴォイティンスキイは、ライヒスバーンクが雇用創出綱領の実現に不可避の「最も権威あるファクター」であると強調したうえで、「報告書」に以下のような評価を与えて論説を結んでいる。

われわれは、〔暫定〕全国経済協議会の報告書を政府とライヒスバーンクに対する真剣な勧告として歓迎する。本報告書の偉大な実践的な意義をわれわれは、次の点に認める。すなわち雇用創出が可能であるかどうかをめぐる闘いは、その〔報告書の〕公

55) Woytinsky [1932] S. 212.

56) 奥山 [2025] を参照。

57) Woytinsky [1932] S. 212.

表以降、最終的に解決可能なものと見なすことができるということである。〔暫定〕全国経済協議会は、国家が数十万人の失業者に雇用を創出できるということ、また公共事業と大規模な事業発注のための資金調達が通貨を危機にさらすことなく可能であることを認め、かつ証明した⁵⁸⁾。

このようにヴォイティンスキーは、「報告書」を「通貨を危機にさらすことなく」数十万人の失業者に雇用を創出するプランとして高く評価する。ヴォイティンスキーが「報告書」を肯定する理由としては、彼が中心となって作成した WTB プランの起草者の1人であった盟友タルノウがその作成に深く関与していたこと、加えてなによりも資金調達の方法を始めとする「報告書」の内容に WTB プランとの強い親和性があったことが指摘できよう。

さて、以上より中央委員会の「第2部局」、特に総同盟の雇用創出構想と「報告書」との強固な内在的連関が明らかとなつたが、それでは「第1部局」を構成する使用者（企業家）の経済政策論および雇用創出構想は、「報告書」にどのように反映されていたのであろうか。先に触れたように、「第1部局」にはヴァイマル期を代表する企業家団体であったドイツ工業全国連盟の副会長であるクレマーとその執行部員であるカストルが在籍した。この事実を踏まえ、以下では「中央委員会」が雇用創出に関する討議を行っていたのと同時期に全国連盟が取りまとめた「一般経済政策のための幹部・理事諮問委員会の協議に関する記録」⁵⁹⁾を検討することを通じて、上記の問い合わせに対する答えを模索したい。

まず諮問委員会の「記録」によれば、ドイツの景況を悪化させた主因は、賠償負担、それにともなう短期債務の過重負担とその結果として生じた「ドイツの信用・貨幣システム全体の動搖」によるものであった。その影響はドイツ国内にとどまらず国際的にも波及し、関税引き上げ、輸入禁止と輸入割り当てによる外国商品への各国の閉鎖を強力に推し進めた。世界経済の不可避の基盤であった「世界通貨の基礎の統一性」〔金本位制〕は解体し、かくて国際的な信用も崩壊した。国際経済の状況が改善される見通しは現状ないので、ドイツはまずは国内の「経済政策的・財政政策的かつ社会政策的な諸措置」に着手せざるを得ない⁶⁰⁾。

以上の認識にもとづいてドイツの工業界が政府に求める最も重要な要請は、「民間の企

58) Woytinsky [1932] S. 212.

59) Schulz [hrsg.] [1980] S. 1357-1362. この協議は、1932年2月17・25日、同年3月4・9日に行われ、3月24日に「記録」が公表された。以下、本論での引用はこの「記録」より行う。なお、これに関連して Schulz [hrsg.] [1980] S. 1335-1336. に収められた「ドイツ工業全国連盟の幹部会議に関する文書」も参照。

60) Schulz [hrsg.] [1980] S. 1357-1358.

業家のイニシアティブの自由な展開を妨げている障害を最終的に取り除くこと」である。就中1931年12月8日の第4次緊急政令が企てた国家の「介入」は、「ドイツにおける法の安定を著しく危機にさし、民間の契約を多くの場合著しく有害なやり方で変更させ、かつ〔経済の〕収縮過程を食い止めるどころかむしろ先鋭化させる」事態を招いた。本政令が命じた売上税の引き上げは、企業家が得た賃金の切り下げによる収益の3分の1を収奪し、結果的に彼らの購買力を縮小させている。個別の民間企業に対する租税と社会保障費の負担は、現行の経済の収縮過程では「耐え難い規模」に達しており、かくて「健全な経済を停止させるに違いない」水準にある。それゆえ今や租税と社会保険を切り下げるることは、国民経済全体にとって「生命に関わる問題」となっている⁶¹⁾。

このように中央委員会の「報告書」とかなり近いドイツ経済の「現状」への認識を示したうえで、ドイツ工業全国連盟の幹部・理事諮問委員会の「記録」は、現下の恐慌を克服するには「異例の諸措置」を取る必要があると主張する。もとより失業を減少させるあらゆる可能性が尽くされなければならないのは当然であるが、「一切の人工的な、数十億の総額を当てにした雇用創出綱領とそれに関連した資金調達の提案は、拒絶されなければならない」。また「資金調達の問題」では中央発券機関への過剰な要請にはリスクがともなうので「慎重な措置」が不可避であり、「いかなる場合でも通貨の実験ないし同様の措置は、けっして取られなければならない」。「公共財政の分野では、まさしく均衡財政と安定した財政状況が将来の国際的な交渉の最も重要な前提条件となる」のである。さらに「追加的雇用創出」に関していえば、これまで「せき止められてきた」需要のための資金調達のみが問題となるという。以上の論点を踏まえつつ、ドイツ工業全国連盟の幹部・理事諮問委員会の「記録」は、次のように述べる。「〔暫定〕全国経済協議会の雇用創出に関する現下の討議の成果が周知される限り、それはこれまでに〔「一般経済政策のための幹部・理事諮問委員会の協議に関する記録」が〕述べてきた基本的な見解に合致しており、その〔暫定全国経済協議会の雇用創出に関する〕提案には同意することができる」と⁶²⁾。

このようにドイツ工業全国連盟の幹部・理事諮問委員会は、全国経済協議会（中央委員会）の「報告書」の成果を肯定的に評価したうえで、「報告書」とまったく同様に現下の恐慌を克服するには「政府による最高度の積極的な行動が不可欠である」と強調する。ただし「通貨の実験」によって恐慌から脱出できると信じるのは「致命的な結果」を招きかねず、それよりも重要なのは「鈍化した企業家の意志を復活させること」である。かくて政府は、「現存する障害」、特に人為的な価格への介入と硬直的な賃金、および税の過剰

61) Schulz [hrsg.] [1980] S. 1358-1359.

62) Schulz [hrsg.] [1980] S. 1360-1361.

負担を取り除くとともに、現状資金調達の可能性が閉ざされているために「せき止められた」需要に対して「追加的な資金調達の可能性」を創出することで「恐慌から脱出する道」を指し示すことができる。その資金調達の方法として諮問委員会の「記録」は、「商品手形の利用の拡大とライヒスバンクによる再割引可能な手形の条件の近代化」を掲げている⁶³⁾。

以上の検討を踏まえるならば、使用者・企業家の代表的な機関であるドイツ工業全国連盟の経済政策は、政府ともドイツ労働組合総同盟とも一定の距離をとるものといえる。第4次緊急政令をクライマックスとする政府のデフレ政策を批判し自由な私経済の活動の重要性を訴えつつも、「均衡財政と通貨の維持」を重視すべきだとする主張は、政府の立場に近い。他方で、恐慌の克服には「政府による最高度の積極的な行動」が不可欠だとしながらも、「数十億」RMの資金調達を前提とした雇用創出計画（おそらく WTB プランを想定）には反対している。全国連盟が資金調達の方法として重視するのは、「追加的雇用創出」の実現に相応しい「ライヒスバンクによる再割引可能な手形の発行と拡大」であった。全国連盟が提起するこの資金調達の方法は、暫定全国経済協議会の「報告書」が訴える内容とも合致しており、事実「記録」でもその資金調達案には「同意」できるとしている。かかる資金調達方法の類似性からも全国連盟と協議会双方の雇用創出構想に一定の親和性があるのは疑い得ない。しかしながら、前節でも触れたように暫定全国経済協議会の雇用創出構想ではその事業計画の信用総額が「11億3,000万RMから18億4,000万RM」に達しており、WTB プランの規模には劣るとはいえ全国連盟が許容する資金調達の規模を大きく上回っている。この点に留意する限り、暫定全国経済協議会の「報告書」の内容とより強固な親和性をもつのは、全国連盟の「記録」ではなく総同盟の WTB プランであったと見なす方が適切であると考えられる。

5 政府と労使間の「雇用創出」をめぐる協議

暫定全国経済協議会の「報告書」が公表されてから2ヵ月近く経った1932年5月4日のドイツ労働組合総同盟の執行部会議でライパルトは、ドイツ工業全国連盟副会長のクレマーと「接触」したと報告した⁶⁴⁾。その理由は、「雇用創出の問題で使用者と労働者が場合によっては首相に共同の訴えを起こすため」であった。クレマーからの提案で企業家団体と総同盟執行部（ライパルト、グラスマン、エッゲルト）は協議を行い、その結果ブリュニング首相に企業家団体と労働組合が共同ではなく別々に雇用創出の必要性を訴えること

63) Schulz [hrsg.] [1980] S. 1362.

64) Jahn [bearb.] [1988] S. 557.

と〔暫定〕全国経済協議会の雇用創出綱領を政府が「尊重」するように強く要請することを決議した。

労使間でのこの決議を踏まえ、実際に政府と労使との協議が行われたのは、5月13日であった。その日の午前10時30分より政府と使用者代表、その1時間後の11時30分より政府と労働者代表との協議が行われた。以下では、政府資料⁶⁵⁾にもとづいてその協議の内容を順次検討していこう。

まず政府と使用者代表との協議での政府側の主な出席者はブリューニング首相とシュテーガーヴァルト労働大臣であり、使用者側の主な出席者は、クレマー、カストル（以上、ドイツ工業全国連盟）とジーメンス・シュッケルト株式会社総裁ケトゲン（使用者連盟）などであった。席上クレマーは、工業界は雇用創出プランが「現実離れした規模では実現できない」ことを強く認識していると述べたうえで「工業界の目標は、まずもって事業発注の資金調達のために短期信用を獲得するためのライヒの援助を手に入れること」にあると発言した。しかしライヒスバンクが商品手形の割引に消極的であることに加えて、ライヒ鉄道とライヒ郵便の「追加的事業発注」も現状進捗が見られない。工業界は政府の援助の必要性を認める点で「労働組合と一致している」が、ただし「労働組合が数十億〔RM〕の事業発注の供与に関する雇用綱領の策定を要請している限りでのみ、労働組合の見解とは区別される」⁶⁶⁾。工業界とは「区別」される労働組合の「数十億の事業発注」の綱領がWTBプランを意味することはいうまでもないが、先にも触れたようにクレマーが賛同した暫定全国経済協議会の事業計画もそれに近い規模の信用総額であった。

クレマーに続いてブリューニング首相は、「雇用創出の推進に関わる政府の仕事がまだそれほど進んでいないとするならば、それは政府の責任ではない。政府の仕事は、政治的な選択によって麻痺させられている」と主張した。ここでの「政治的な選択」とは、一国の宰相としてブリューニングが雇用創出よりも優先せざるを得なかった賠償問題の解決（外交の優位）を指すと考えられるが、他方で彼はライヒスバンクが商品手形の割引に消極的であるというクレマーの批判に対してはライヒスバンクを擁護している。すなわち、「世界経済の先行きが不透明な現状では、為替手形のように特定の期日に支払い義務を負うことに全世界の取引が尻込みしているのは明らかである。特にイングランド銀行では、商品手形の提出が激減している」と。次いでブリューニングは、現下内閣で協議されている雇用創出プランについて簡潔に報告し、発言を切り上げた。議事録の末尾には政府と使

65) Koops [bearb.] [1990] S. 2506-2510.

66) Koops [bearb.] [1990] S. 2506-2507.

用者代表の協議は、「これ以上ない合意をもって妥結した」と記されている⁶⁷⁾。

見るように、クレマーは政府との協議で暫定全国経済協議会の雇用創出構想には一切触れることなく総同盟のWTBプランを暗に批判しており、政府に雇用創出の必要性を訴えるという当初の労使間での「決議」からは大きく後退しているといわざるを得ない。また「報告書」の事業分野の中核であったライヒ鉄道とライヒ郵便の事業計画も予定通りには進んでいない現状がクレマーの発言からは看取される。さらにライヒスバンクの手形割引の消極性を糺そうとする彼の訴えも首相に一蹴されており、本協議で主導権を握ったのは明らかに政府であったと考えられる。

その直後の政府と労働組合との協議では、政府側に新たにピュンダー官房長官が加わり、労働組合側からはグラスマンとエッゲルトといった総同盟の執行部員、他には自由職員総同盟、ドイツ労働組合同盟などの構成員が列席した。この協議のちょうど1カ月前の4月13日、総同盟が主催した「恐慌会議」すでに労働組合と政府は「雇用創出の問題」をめぐって直接意見を闘わせていたが、事情によりブリューニング首相はその会議を欠席せざるを得なかった。かくてここに総同盟執行部と政府の代表が当該問題で初めて直接対峙することとなったのである。

席上まず総同盟の副委員長であるグラスマンが、雇用創出、労働時間の短縮、社会保険の保障について政府との協議を要請すると述べたあと、総同盟の委員長代理を務めるエッゲルトは「政府の包括的な雇用創出綱領の必要性」に言及し、その際彼は「〔暫定〕全国経済協議会の〔雇用創出に関する〕提案を基礎資料として利用する」ことを要請した。その際、他の労働組合の代表も、これに同意した⁶⁸⁾。

これに対してブリューニング首相は、現下の「どん底の不況は、賠償問題が解決された時に初めて克服することができる」と述べたうえで、次のように発言している。

これまでの恐慌の経験を踏まえるならば、今は経済的な再興が始まる恐慌の段階にある。利子率、特に中央発券機関の割引率は、著しく下落している。そのことは、貨幣市場が流動化していることを意味する。これまでの恐慌の経験を踏まえるならば、それは〔景気の〕再興の兆しだった。にもかかわらず、現下の恐慌で〔景気の〕興隆がまだ生じていないとするならば、その原因は政治的な危機にある。政治的な危機の克服、すなわち賠償問題の満足のいく最終的な解決により世界経済の信頼を再び取り戻すことができなければ、最大の経済的破滅を食い止めることはできないであろ

67) Koops [bearb.] [1990] S. 2507-2508.

68) Koops [bearb.] [1990] S. 2508.

う⁶⁹⁾。

ブリューニングによれば、「ドイツでは通貨に動搖を与える可能性のあるあらゆることが回避されなければならない」のであり、「通貨とは、およそいかなる状況下でも実験の対象としてはならない人工的な産物である」⁷⁰⁾。上記の引用文よりブリューニングがドイツ国内の景気の回復よりも賠償問題の解決を優先していることは明白であり、ドイツ通貨の安定的維持を「至高の原理」⁷¹⁾と言いつ放つ首相には、エッゲルトが先に要請した暫定全国経済協議会の「提案」を政府の雇用創出プランの「基礎資料」として受け止めるという発想はそもそもなかったと断定せざるをえない。

さて政府〔ブリューニング〕の「説明」が労働者の代表によって「特別の感謝」をもって受け入れられたという議事録の記述とは裏腹に総同盟のグラスマンは、協議の最後に政府内で検討されている第5次緊急政令が発令される前に今一度労働組合との協議を行うよう政府に要請し、首相はこれを受け入れた⁷²⁾。政府と労働組合との2回目の協議は、5日後の5月18日午後9時より行われたが、この異例の速さでの協議の再開は、政府と労働組合との間での雇用創出をめぐる意見の懸隔がいかに大きなものであったのかを示す証左であるように思われる。

2回目の協議では首相と労働大臣に加えて、ディートリヒ財務大臣、トレヴィラヌス運輸大臣、シュランゲ無任所大臣も列席し、ライヒスバンク副総裁のドライゼ、ライヒ価格監督委員のゲルデラーなども顔を揃えた。労働組合側は総同盟執行部のライパルト、グラスマン、エッゲルトを筆頭に11名が出席した。労働組合が当初要請していた経済大臣とライヒスバンク総裁の列席は見送られた。それでも政府が労働組合に真摯に対峙しようとしているのは、2回目の協議に臨むその顔ぶれからも十分に推し量ることができるようと思われる⁷³⁾。

協議の冒頭、ディートリヒ財務大臣は、「1932年の予算」について「できる限り新たな税徴収なしに歳入と歳出を調整しようとすることが絶対に必要である」と主張し、またシュテーガーヴァルト労働大臣は、社会保険に13億RMの赤字があることとその補填のためには保険金給付の削減を行わざるを得ないと述べた。ディートリヒとシュテーガーヴァルトのかかる発言は、均衡財政・節儉政策を重視する政府の立場を代弁したものといえよ

69) Koops [bearb.] [1990] S. 2509.

70) Koops [bearb.] [1990] S. 2510.

71) Koops [bearb.] [1982] S. 1782. 首相のこの発言は、1931年10月2日の閣議でのものである。

72) Koops [bearb.] [1990] S. 2510.

73) 以下の協議の内容は、Koops [bearb.] [1990] S. 2530-2534. に依拠する。

う。

次いでライヒ価格監督委員のゲルデラーは、自ら市長を務めていたライプツィヒの租税収入が1927年から1932年にかけて5,400万RMから3,600万RMへと急減し、そのうちの9割を福祉的扶助（生活保護）が占めていると報告した。ゲルデラーによれば、ドイツの失業者支援（失業保険・緊急手当・福祉的扶助）は現下崩壊の危機にあり、その存続には「困窮度検証制度」の導入が不可避である。もとよりこの制度の導入は労働者に対してさらなる犠牲を強いる可能性があるが、彼は特に大家族を扶養しなければならない失職者のための扶助を確保するには本制度の導入を推進せざるを得ないと述べた。

総同盟の委員長と暫定全国経済協議会会长を兼務するライパルトは、「政府は扶助の措置の重点を雇用創出へと移動し、失業者を労働過程へと再び戻さなければならない」と訴えたうえで、「それが最もよく達成されるのは、公共事業の発注である」と発言した。また総同盟副委員長のグラスマンも、ライパルトと同様、「政府の目標は、労働組合とともに大規模な雇用創出によってできるだけ多くの労働者たちを生産過程へと戻そうとしてなければならない」と主張し、政府に対してWTBプランおよび暫定全国経済協議会の雇用創出案の実行を迫った。

総同盟執行部のかかる要請を受けて、ブリューニング首相は、道路建設、土地改良および農業移住などただちに実現可能な事業計画を政府は用意しているが、「雇用創出プランには資金調達の可能性において限界がある」と明言した。彼によれば、「政府の至高の戒律は、公共財政の均衡を維持すること」にあり、それこそは「通貨を維持するための不可欠な条件」である。かくて「通貨が危機に陥れば、ドイツの〔経済〕状況は維持できなくなるであろう」と首相は述べた⁷⁴⁾。ここでのブリューニングの発言は一貫してぶれておらず、協議議事録を確認する限り、政府と労働組合との交渉は終始平行線をたどったと見て間違いない。「恐慌会議」での挫折を解消すべく、首相に直接の嘆願を企てた総同盟の試みは、かくて不発に終わった。これを要するにドイツ労働組合総同盟の雇用創出「綱領」となったWTBプランおよびそのエッセンスを引き継いだ暫定全国経済協議会の雇用創出構想は、「均衡財政と通貨の維持」というブリューニング首相が信奉する「至高の戒律」によってその実現を阻まれたのであった。

6 おわりに

本稿では、ヴァイマル憲法に起因する労使協働の政府の諮問機関である暫定全国経済

74) Koops [bearb.] [1990] S. 2534.

協議会の成立から筆を起こし、その組織と活動の実態を探究しつつ世界恐慌期に協議会内で新設された中央委員会が提起した雇用創出に関する「報告書」の内容を精査した。そのうえで中央委員会の「報告書」に労使の雇用創出プランがどのように反映されていたのかを浮き彫りにし、それが使用者（ドイツ工業全国連盟）よりも労働者（ドイツ労働組合総同盟）の構想とより強い親和性があったことを明らかにした。そのことは、政府と労使との雇用創出をめぐる個別の協議で使用者代表のカストル（ドイツ工業全国連盟副会長）が協議会の「報告書」に触れなかったのに対して、労働者代表のエッゲルト（ドイツ労働組合総同盟委員長代理）がそれを政府の雇用創出プランの「基礎資料」とするよう訴えたことからも伺えるように思われる。かくて暫定全国経済協議会の雇用創出構想は、総同盟の経済政策の「綱領」であった WTB プランのエッセンスを基本的には継承していたといって差し支えあるまい。

しかし WTB プランが「恐慌会議」で政府（シュテーガーヴァルト労働大臣）に拒絶されたのと同様、協議会の雇用創出構想もブリューニング首相によって退けられた。労働組合が政府と 2 回目の協議を行った翌日、5 月 19 日と翌 20 日に開催された閣議では、政府の「雇用創出綱領に関する最終プラン」が協議され、水利工事、道路建設、農地改良を主な事業計画に据えた総額 1 億 3,500 万 RM の「綱領」が決議された⁷⁵⁾。こうして政府の最終的な「雇用創出綱領」は、WTB プランはおろか、協議会の構想と比較してもその規模を著しく縮小させたうえで提起されたのである。

以上を踏まえるならば、暫定全国経済協議会の雇用創出構想は、総同盟の WTB プランと同様、政府の経済政策としては受容されず、その試みは挫折したといわざるを得ない。また政府と労使との協議の結果に鑑みても、労使の「協働」が果たしてどの程度成立していたといい得るのか今一つ判然としないところもある。しかし少なくとも労使の経済的「協働」の成果である中央委員会の「報告書」を確認する限り、労使が既存の正統派経済学の理論的枠組みでは対応し得ない労働市場の過酷な「現実」を前にして反循環的な景気政策ないし政府主導の雇用創出の必要性を訴えたのは、紛れもない事実であった。労使のこの知的営為は、『一般理論』刊行以前の「ドイツにおけるケインズ経済学の胎動」として正当に評価されなければならないといえるだろう。

恐慌を開拓できなかったブリューニングの失脚から 2 カ月近く経った 1932 年 7 月 28 日の閣議で、ヴァルムボルト経済大臣は暫定全国経済協議会の改編を提起した。彼によれば、職業団体から指名された委員の入れ替わりがほぼなかったことが協議会の「停滞」を招き、

75) Koops [bearb.] [1990] S. 2539-2542, 2544-2550; Köhler [1969] S. 285; 栗原 [1997] 387 頁。

協議会はもはや政府の「期待に応えてはいない」という。ヴァルムボルトは、「従来の全国経済協議会は廃止され、それに代わって新しい全国経済協議会が創設されなければならない⁷⁶⁾」と主張した。

暫定全国経済協議会の改編はナチ党が政権を掌握して以降の1933年4月5日の政令⁷⁷⁾で実施され、その発効とともに1920年5月4日の政令で協議会の委員に指名されたメンバーは任期満了となった。彼らに代わりヒトラーの意向に沿って規模を大幅に縮小した60名の委員が新たに選任された。しかし1934年2月28日、ナチ党のシュミット経済大臣は政府に「暫定全国経済協議会の廃止に関する法案」を提出し、これにより協議会は1934年3月31日をもって解散した⁷⁸⁾。ヴァイマル憲法が明示した全国経済協議会は、ついに「暫定」的な組織のままナチ党の一党独裁体制のもとで全面的な解体を余儀なくされたのであった。

76) Minuth [1989] S. 330.

77) Reichsministerium des Innern [hrsg.] [1933] S. 165-166.

78) Lilla [2012] S. 123.

文献リスト

- Bombach, Gottfried, usw. [hrsg.] [1976] *Der Keynesianismus II. Die beschäftigungspolitische Diskussion von Keynes in Deutschland. Dokumente und Kommentare*. Berlin/ Heidelberg/ New York.
- Borchardt, Knut [1982] *Wachstum, Krisen, Handlungsspielräume der Wirtschaftspolitik. Studien zur Wirtschaftsgeschichte des 19. und 20. Jahrhunderts*, Göttingen.
- Borchardt, Knut [1983] Noch einmal: Alternativen zu Brünings Wirtschaftspolitik? In: *Historische Zeitschrift*. Bd. 237, Heft 1.
- Büro des vorläufigen Reichswirtschaftsrats [hrsg.] [1933] *Der vorläufige Reichswirtschaftsrat 1927-1932*. Berlin.
- Dräger, Heinrich, usw. [bearb.] [1933] *Arbeitsbeschaffung. Eine Gemeinschaftsarbeit*. Berlin.
- Golecki, Anton [bearb.] [1980] *Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik. Die Kabinette Bauer. 21. Juni 1919 bis 27. März 1920*. Boppard am Rhein.
- Hauschild, Ernst J. [1926] *Der vorläufige Reichswirtschaftsrat 1920-1926. Denkschrift*. Berlin.
- Jahn, Peter [bearb.] [1988] *Quellen zur Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung im 20. Jahrhundert. Bd 4. Die Gewerkschaften in der Endphase der Republik 1930-1933*. Köln.
- Köhler, Henning [1969] Arbeitsbeschaffung, Siedlung und Reparationen in der Schlussphase der Regierung Brüning. In: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*. Jg. 17, Heft 3.
- Koops, Tilman [bearb.] [1982] *Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik. Die Kabinette Brüning I u. II. 1. März 1931 bis 10. Oktober 1931*. Bd. 2. Boppard am Rhein.
- Koops, Tilman [bearb.] [1990] *Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik. Die Kabinette Brüning I u. II. 10. Oktober 1931 bis 1. Juni 1932*. Bd. 3. Boppard am Rhein.
- Lilla, Joachim [bearb.] [2012] *Der Vorläufige Reichswirtschaftsrat 1920 bis 1933/34. Zusammensetzung – Dokumentation – Biographien. Unter Einschluß des Wirtschaftsrats des Reichspräsidenten 1931 und des Generalrats der Wirtschaft 1933*. Düsseldorf.
- Meister, Rainer [1991] *Die große Depression. Zwangslagen und Handlungsspielräume der Wirtschafts- und Finanzpolitik in Deutschland 1929-1932*. Regensburg.
- Minuth, Karl-Heinz [bearb.] [1989] *Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik. Die Kabinette von Papen. 1. Juni bis 3. Dezember 1932*. Bd. 1. Boppard am Rhein.
- Reichsministerium des Innern [hrsg.] [1919] *Reichs-Gesetzblatt*. Bd. 2. Berlin.
- Reichsministerium des Innern [hrsg.] [1920] *Reichs-Gesetzblatt*. Bd. 1. Berlin.
- Reichsministerium des Innern [hrsg.] [1933] *Reichs-Gesetzblatt*. Bd. 1. Berlin.
- Schneider, Michael [1975] *Das Arbeitsbeschaffungsprogramm des ADGB. Zur gewerkschaftlichen Politik in der Endphase der Weimarer Republik*. Bonn-Bad Godesberg.
- Schubert, Werner [hrsg.] [1987a] *Protokolle über die Plenarverhandlungen des Vorläufigen Reichswirtschaftsrats. Bd. 1. Protokolle vom 30.6.1920-4.11.1921*. Frankfurt am Main.
- Schubert, Werner [hrsg.] [1987b] *Protokolle über die Plenarverhandlungen des Vorläufigen Reichswirtschaftsrats. Bd. 2. Protokolle vom 7.2.1921-30.6.1923*. Frankfurt am Main.
- Schubert, Werner [hrsg.] [1987c] *Protokolle über die Plenarverhandlungen des Vorläufigen Reichswirtschaftsrats. Bd. 3. Drucksachen*. Frankfurt am Main.

Schulz, Gerhard [hrsg.] [1980] *Politik und Wirtschaft in der Krise 1930-1932. Quellen zur Ära Brüning. Zweiter Teil.* Düsseldorf.

Statistischer Reichsamt [hrsg.][1932] *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich.* Berlin.

Tarnow, Fritz [1951] Der Reichswirtschaftsrat in der Weimarer Republik. In: *Gewerkschaftliche Monatshefte.* Jg. 2.

Wissel, Rudolf [1919] Zur Räte-Idee. In: *Die Neue Zeit. Wochenschrift der Deutschen Sozialdemokratie.* Jg. 37, Nr. 9.(30. 5. 1919)

Woytinsky, Emma S. [ed.] [1962] *So Much Alive. The Life and Work of Wladimir S. Woytinsky.* New York.

Woytinsky, Wladimir S. [1932] Hebung der Produktion durch Arbeitsbeschaffung. Gutachten des Reichswirtschaftsrats.

In: *Gewerkschafts-Zeitung. Organ des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes.* Jg. 42, Nr. 14. (2. 4. 1932)

Woytinsky, Wladimir S. [1933] Der deutsche Arbeitsmarkt in der Krise. In: *Schmollers Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reiche.* Jg. 57, Halbbd. 1.

臼井英之 [1990] 「全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」—第一次大戦後ドイツにおける暫定全国経済協議会の成立—」、『成城大学経済研究』第108号。

奥山 誠 [2018] 「大不況下ドイツにおける「改革派」の経済政策思想— ヴラディミール・S・ヴォイティンスキーの雇用創出論を中心に—」、『政経論叢』第86巻5・6号。

奥山 誠 [2023] 「世界恐慌期ドイツにおける「改革派」の雇用創出論— ドイツ労働組合総同盟主催、「恐慌会議」の検討—」、『政経論叢』第92巻1・2号。

奥山 誠 [2025] 「ドイツ労働組合総同盟の雇用創出構想—「積極的な世界経済政策」から WTB プランへ—」、『明治大学社会科学研究所紀要』63巻2号。

栗原 優 [1997] 『ナチズム体制の成立— ワイマル共和国の崩壊と経済界』(新装版)、ミネルヴァ書房。

藤本建夫 [1995] 「ボルヒャルト論争によせて— 同時代人たちの「思考の余地」—」、『土地制度史学』37巻4号。

八林秀一[1994]「ワイマール期ドイツ経済体制・経済政策史をめぐって—「ボルヒャルト論争」覚書—」、『土地制度史学』36巻2号。

〔付記〕 適切なコメントを頂いた匿名査読者に感謝申し上げるとともに、本年度をもつて明治大学を定年退職される須藤功先生（政治経済学部教授、明治大学国際武器移転史研究所前所長）に対して、これまで頂いた学恩に深甚の謝意を表させて頂きたい。本稿は、JSPS科研費JP25K05027の助成を受けたものである。